

第3次東根市子ども読書活動推進計画



令和6年5月
東根市教育委員会

目 次

第1章	第3次計画策定の趣旨	1
	1. 子どもの読書活動の意義	1
	2. 計画策定の背景	1
	3. 計画の位置づけ	2
	4. 計画の目的	2
	5. 計画の期間	2
	6. 計画の対象	2
第2章	第2次計画期間における取組みの成果と課題	3
	1. 子どもの読書活動の現状	3
	2. 家庭における読書活動	4
	3. 地域における読書活動	5
	4. 保育所・幼稚園、学校等における読書活動	6
	5. 第2次計画の総括と今後の方向性	6
第3章	第3次計画の基本方針と施策について	7
	基本方針	7
	第3次東根市子ども読書活動推進のための体系図	8
	1. 家庭における読書活動の推進	9
	2. 地域における読書活動の推進	10
	3. 保育所・幼稚園、学校等における読書活動の推進	15
第4章	資 料	20
	1. 子どもの読書活動の推進に関する法律	20
	2. 文字・活字文化振興法	23
	3. 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	25

第1章 第3次計画策定の趣旨

1. 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、言葉を学ぶ手段としてだけではなく、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものとし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上でも欠くことのできないものです。良い本との出会いは、とても大切なものであり、時には、一冊の本が人生に大きく影響を及ぼすこともあります。

近年は、スマートフォンなどの情報通信機器やデジタルメディアが急速に普及し、あらゆる分野の情報に触れることが容易になっています。このことは、子どもの日常生活に大きな影響を及ぼすとともに、読書活動における「紙の本」という形態にも大きな変化が生じています。また、コロナ禍において図書館の利用が制限されたことなどにより、本と親しむ機会が減少傾向にあり、子どもの「活字離れ」「読書離れ」が指摘されています。

このような、子どもを取り巻く大きな環境変化や昨今の社会情勢を踏まえ、家庭、地域、学校等、関係機関が連携し、子どもの読書活動を推進していく必要があります。

2. 計画策定の背景

【国の動向】

国では、平成13年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「読書活動推進法」という。）に基づき、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、以降、おおむね5年間ごとに内容の見直しを図っています。

また、令和元年6月には、障がいの有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指すため「視覚障害者等の読書環境の整備の促進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）が施行されたほか、令和4年1月には、全ての公立小中学校において学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数配置及び学校司書の配置拡充を図るため「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」が策定されました。

令和5年3月には、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、「不読率の低減」「多様な子どもたちの読書機会の確保」「デジタル社会に対応した読書環境の整備」「子どもの視点に立った読書活動の推進」の4つの基本的方針を掲げた、第5次国基本計画が策定され、社会全体で子どもの読書活動の推進が図られています。

【県の動向】

県では、令和2年3月に「第6次山形県教育振興計画（後期計画）」を策定し、学校・家庭・地域への読書の大切さや読み聞かせの重要性の普及、学校図書館や地域図書館の積極的な利活用を促した読書活動の推進に取り組むと掲げています。

また、令和6年3月策定の「第4次山形県子ども読書活動推進計画」では、家庭・地域・学校等、社会全体で子どもの読書活動を推進し、子どもの豊かな心を育成することを目指すとしています。

【東根市の動向】

本市では、平成26年4月に「東根市子ども読書活動推進計画」、平成31年4月に第2次計画を策定し、家庭、地域、学校等が連携・協力した様々な読書活動に取り組んでいます。

3. 計画の位置づけ

本計画は、読書活動推進法に規定する「市町村子どもの読書活動推進計画」として、本市の総合計画及び関連する国や県の計画と整合を図り、市教育委員会が策定するもので、第2次計画の後継計画と位置づけます。

4. 計画の目的

本計画は、前計画に掲げた取組の成果と課題等を踏まえ、子どもたちの読書環境の整備・充実を図ることにより読書に親しむ機会をより多く提供し、読書を通じて子どもたちの豊かな心を育むとともに、子どもの健やかな成長を促すことを目的とします。

5. 計画の期間

施策の実効性と環境などの変化に対する適応性の両面を考慮し、計画期間を令和6年度からおおむね5年間とします。

6. 計画の対象

本計画の対象は、0歳からおおむね18歳以下とします。しかし、読書環境の整備には、保護者、保育士、学校の教職員など、大人の関わりが非常に重要であることから、取組みの対象は、すべての市民とします。

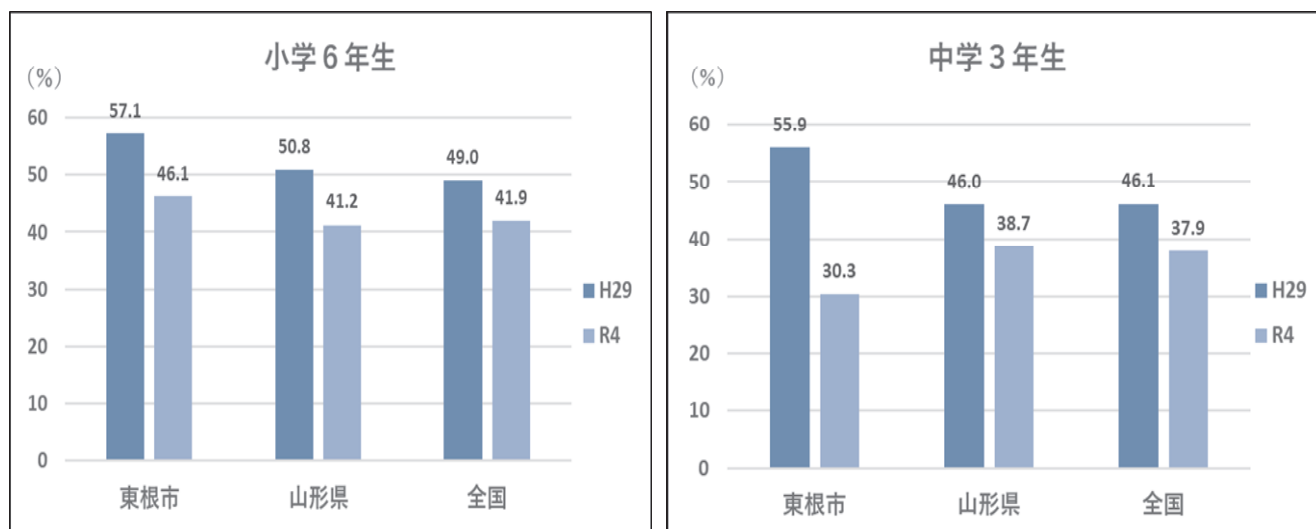
第2章 第2次計画期間における取組みの成果と課題

第2次計画は、「家庭」「地域」「保育所・幼稚園、学校」の3つのステージにおける読書活動の推進を基本方針として、まなびあテラスを活用した図書館活動や学校支援等の施策に取り組んできましたが、その現状、成果及び課題について検証します。

1. 子どもの読書活動の現状

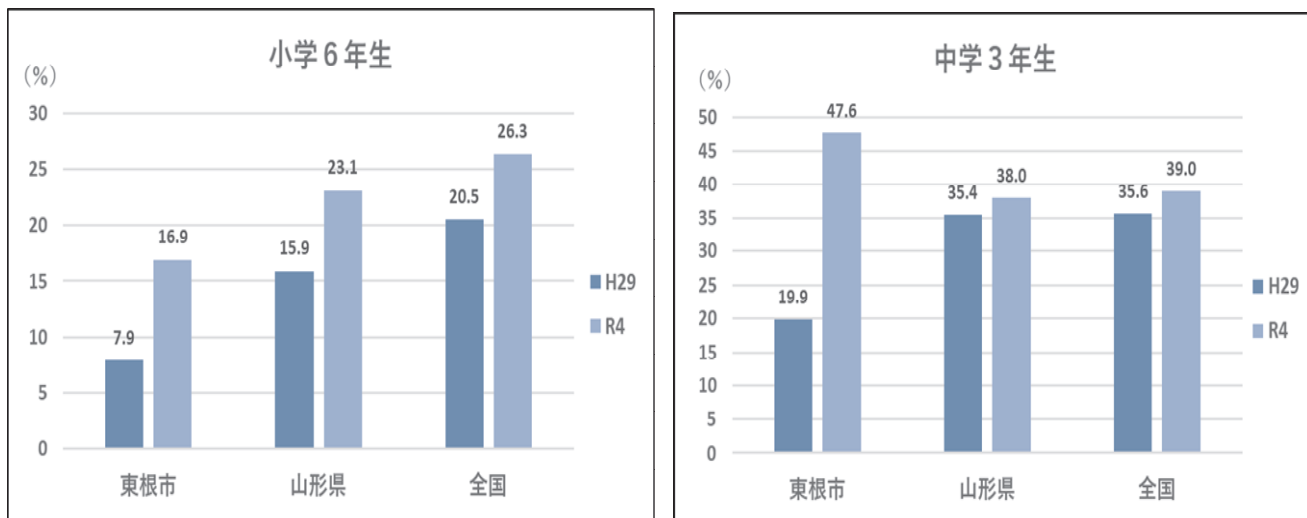
「令和4年度全国学力・学習状況調査」のうち、子どもの読書に関する項目の調査によると、「読書が好き」な子どもの割合について平成29年度と令和4年度を比較してみると、小学6年生と中学3年生ともに低くなっています。これは、山形県や全国の平均に比例していますが、特に中学3年生は大幅に減少しています（表1）。さらに、「平日、授業以外で全く本を読まない」子どもの割合（不読率）についても、小学6年生と中学3年生ともに増加しています。特に中学3年生は山形県や全国の平均より不読率が高くなっており、読書に対する意識が変化していることがうかがえます（表2）。子どもがスマートフォンを持つことが一般的となり、通信ゲームやSNS等のインターネット利用に余暇時間を費やす割合が増えたことも、不読率増加の要因の一つと考えられます。

【表1】「読書が好き」と答えた児童・生徒の割合



【文部科学省 平成29年度・令和4年度「全国学力・学習状況調査」より】

【表2】学校の授業時間以外の普通の日（月～金曜日）に読書を全くしないと答えた児童・生徒の割合



【文部科学省 平成29年度・令和4年度「全国学力・学習状況調査」より】

2. 家庭における読書活動

【主な取組み】

乳幼児期における家庭での読み聞かせを推進するため、市図書館では、これまで、乳児健診（3・4か月児）時にブックスタート、1歳6か月児健診時には、フォローアップおはなし会を実施しました。ブックスタートでは、絵本の読み聞かせのほか、ブックスタートパック（絵本バッグと絵本のセット）の配布を行いました。コロナ禍以降は、ブックスタートパックの配布のみを継続して実施しました。

【課題】

コロナ禍により、読み聞かせやおはなし会ができなかったことに加え、ブックスタートパックは、各々が市図書館に来館して受け取る必要があったため、配布率が大きく低下しました（表3）。家庭での読み聞かせは、親子の読書習慣を身に付ける上でとても重要です。新型コロナが5類相当に移行したことから、ブックスタートの継続実施やおはなし会を再開し、すべての対象者に絵本を手渡すことができるよう努める必要があります。

【表3】ブックスタートパック配布率

ブックスタートパック	平成29年度末	令和4年度末
配布人数/対象人数（人）	369/434	194/363
配布率（%）	85.0	53.4

3. 地域における読書活動

【主な取り組み】

市図書館では、本市の将来を担う子どもや中高生の豊かな心を育む場となるよう「児童コーナー」及び「ティーンズコーナー」を中心に図書の充実を図ったほか、図書館事業では、多種多様なイベントを企画・実施し、来館のきっかけづくりを行いました。また、電子図書館*¹体験会を実施することにより、電子書籍の利用拡大やデジタル化の推進を図りました。

保育所・幼稚園や学校などの児童関係施設との連携では、おはなし会やブックトーク、校外活動や職場体験の受け入れなど様々な活動を行い、読書機会の提供や動機付けを行いました。

【課題】

令和4年度末の市図書館における児童書の蔵書冊数及び貸出冊数は、以下のとおりです(表4、表5)。児童書の蔵書冊数を平成29年度と令和4年度で比較をすると、約25%増加した一方、貸出冊数は約15%減少しています。

【表4】市図書館における全体・児童書の蔵書冊数

蔵書冊数	平成29年度末	令和4年度末
全体	138,883冊	172,684冊
児童書	29,023冊	36,900冊

【表5】市図書館における全体・児童書の貸出冊数

貸出冊数	平成29年度	令和4年度
全体	327,142冊	272,498冊
児童書	129,342冊	108,770冊

コロナ禍の中、感染対策を図りながら様々なイベントを実施し、本に親しむ機会の創出に努めましたが、利用制限の影響もあり、市図書館における児童書の貸出冊数が大きく減少しました。自動貸出機等が設置されていることにより、コロナ禍であっても臨時休館を行うことなく、継続して開館することができましたが、こうした状況においても利用できる電子書籍の活用をさらに推進するなど、多様なニーズに対応する必要があります。

¹ インターネット経由で電子書籍(本、新聞などが紙媒体ではなく、文書や挿絵などを全てデータ化した形で提供される書籍)を紙の本と同じように、検索・貸出・返却・閲覧できるインターネット上の図書館のこと。

4. 保育所・幼稚園、学校等における読書活動

【主な取り組み】

保育所・幼稚園等においては、日常的に絵本や紙芝居の読み聞かせを行ったほか、発達段階に応じた図書の充実を図るとともに、市図書館の団体貸出サービス^{*2}を利用するなど、より多くの魅力的な本に出会える環境を整備しました。また、保護者には、絵本の貸出を行うことで、家庭でも親子で読書の時間を楽しめるよう努めました。

学校においては、全小中学校に学校図書館業務補助^{*3}を配置し、読み聞かせや朝読書^{*4}などの継続実施や読書まつり^{*5}を企画するなど、各学校がきめ細やかな図書館運営を行いました。また、市図書館との定期的な情報交換や研修会の開催により、読書活動に関する情報の共有化を図り、それぞれの図書館運営に活かしました。

【課題】

保育所・幼稚園等においては、乳児に対するブックスタート同様、幼児に対しても家庭で親子が読書に親しむ環境をさらに整備する必要があります。また、小・中学校においては、GIGAスクール構想^{*6}により児童生徒に1人1台のタブレット端末が整備されたことから、読書を促す方法として、学校図書館の図書だけでなくタブレット端末を活用するなど、児童生徒が自主的に読書できる環境の整備を図る必要があります。

5. 第2次計画の総括と今後の方向性

第2次計画の取り組みとして、読み聞かせやブックスタートによる家庭への働きかけ、おはなし会などのイベントを通じた本に親しむ機会の提供、朝読書や読書まつりなど読書への動機づけを行いました。

第3次推進計画では、これまでの取り組みに加え、市図書館での読書活動のイベントやティーンズコーナーなど市図書館事業の取り組みをさらに充実するとともに、社会の変化にあった情報発信や子どもの読書活動推進の方法としてICT^{*7}の積極的な活用を検討していきます。

また、読書バリアフリー法の施行を踏まえ、すべての子どもたちに読書の楽しみを感じてもらえるよう、子どもたちの多様なニーズにも配慮する必要があります。すべての子どもに本と親しむ機会を提供し、子どもの読書意欲の向上と読書活動の環境の整備に取り組んでいきます。

2 読書活動を行っている団体・個人・学校などに対して、50冊を上限に市図書館が貸し出しを行っている。

3 学校図書館における図書の整理や貸し出しを行うため、学校に配慮した嘱託職員を指す。

4 小中学校において始業前の時間を利用して、全校生徒で読書をする取り組みのこと。

5 読書活動を推進するための様々なイベントを実施し読書に親しむためのきっかけをつくる。

6 1人1台の情報端末と高速ネットワーク環境を小中学校に整備する取り組み。

7 Information and Communication Technology の略。情報 (Information) や通信 (Communication) に関する技術の総称

第3章 第3次計画の基本方針と施策について

基本方針

家庭、地域、学校等の3つのステージを視点として、まなびあテラスや学校等関係機関と連携し、本市の子どもたちの読書活動の充実を図る計画とします。

基本方針は以下の通りとします。

「家庭における読書活動の推進」

「地域における読書活動の推進」

「保育所・幼稚園、学校等における読書活動の推進」

また、第5次東根市総合計画は、17の国際目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の視点を取り入れ、「SDGs」の掲げる目標をこれまで以上に意識し、まちづくりの基本目標としています。

本計画においてもこの視点を意識して、SDGsの17の目標のうち「4質の高い教育をみんなに」、「11住み続けられるまちづくりを」、「17パートナーシップで目標を達成しよう」を進めていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第3次東根市子ども読書活動推進のための体系図

基本方針	施策の柱	今後の取組み	
まなびあテラスや学校等関係機関と連携した子どもたちの読書活動の推進	1 家庭	(1)本を身近に感じられる環境づくり ①「読書手帳」の活用 ②家庭での読み聞かせ ③家読（うちどく）への取組み（新）	
	2 地域	(1)市図書館における読書活動の推進	①まなびあテラスの取組み ②子どもの視点に立った環境づくり（新） ③サポーターズクラブの活用 ④東根市に対する理解・愛着の醸成 ⑤学生・生徒の職場体験・インターンシップ ⑥電子図書館の利用拡大（新） ⑦すべての子どもが図書館を利用するための読書環境の整備（新）
		(2)子育て支援センターにおける読書活動の推進	①乳幼児期からの読み聞かせの充実
		(3)地域ボランティアによる読書活動の推進	①地域の読み聞かせサークルへの支援
		(4)各施設における情報発信	①各施設における情報発信
	3 保育所・幼稚園、学校等	(1)保育所・幼稚園等における読書活動の推進	①絵本コーナーの利用拡大
		(2)保育所・幼稚園等における読書活動推進のための環境づくり	①市図書館に行く機会の拡大 ②市図書館の団体貸出の利用促進
		(3)学校における読書活動の推進	①各学校の読書活動に係る計画の推進 ②学校における読書活動の展開 ③ICTの積極的な活用（新） ④児童生徒の視点に立った読書活動の推進（新） ⑤多様な読書活動の推進（新）
		(4)魅力ある学校図書館づくり	①学校図書館への専門職員配置の継続 ②読み聞かせサークルの積極的な活動推進
		(5)読書活動を推進するための研修	①教職員への研修 ②研修へ参加しやすい職場環境づくりの推進
		(6)保育所・幼稚園、学校等における情報発信	①各施設における情報発信

1. 家庭における読書活動の推進

(1) 本を身近に感じられる環境づくり

①「読書手帳」の活用

「読書手帳」とは、読んだ本の書名、著者、感想などを手軽に残すことができる読書の記録手帳のことです。市図書館内のシール交付機から自分の借りた本の情報を出し手帳に貼りつけ、どんな本を読んだか、どこまで読んでいたか、どんな絵本を読んであげたかなどの思い出を残すこともできます。「読書手帳」は県内在住、在学、在勤の希望者に無料で配布しています。

家庭における「読書手帳」の優れた活用例などを市図書館やホームページ等で紹介するなど、家庭で本に触れるきっかけづくりや家族ぐるみの読書活動の推進を図ります。

読書手帳



読書手帳用シール交付機



②家庭での読み聞かせ

家庭が主体となる乳幼児期からの読み聞かせは、子どもの興味や関心に大きな影響力を与えると同時に、自ら「本を読みたい」という気持ちを芽生えさせるきっかけとなります。

家庭における読み聞かせの習慣化を図るため、ブックスタートなどの取組みを推進します。

③家読（うちどく）への取組み

家読とは、「家族ふれあい読書」のことで、家族みんなで本を読んで感想を話し合ったり、好きな本を勧め合うなど、読書習慣を共有することです。家読は、家庭でのコミュニケーションが良好になるだけでなく、読書活動の推進にも大きな効果があることから、様々な機会を捉え、家読の普及・啓発に努めていきます。

2. 地域における読書活動の推進

(1) 市図書館における読書活動の推進

①まなびあテラスの取組み

図書館は、家庭・地域・学校などすべての読書活動の拠点として重要な役割を担っています。本市の図書館は、まなびあテラスの基幹施設として読書推進に関わる様々なプログラムを実施しており、世代問わず幅広く図書館や本に親しめる機会を提供しています。複合施設であるメリットを活かし、市美術館や市民活動支援センターにおいて実施される様々な事業と連携しながら、本市独自の効果的な読書活動につなげていきます。

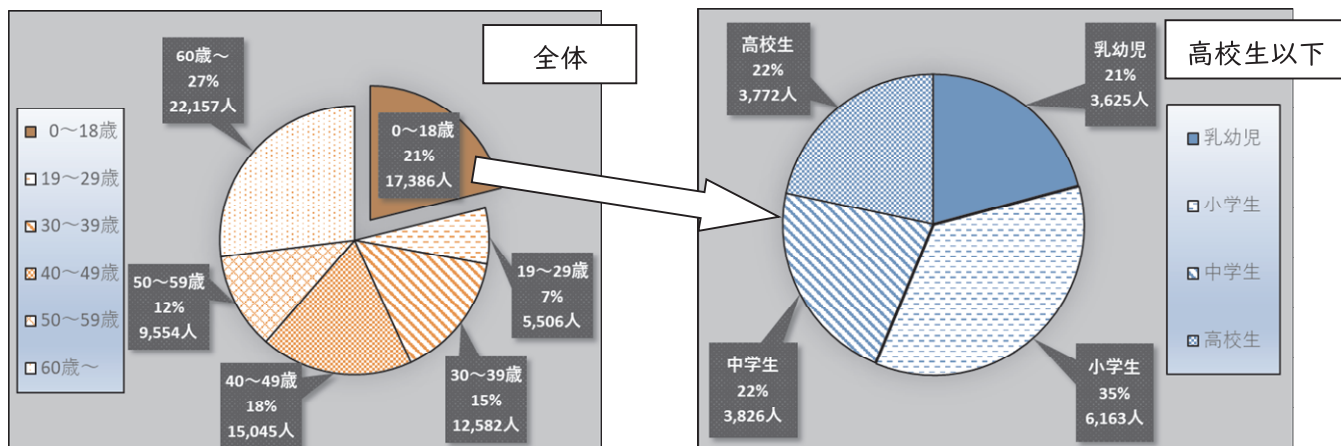
②子どもの視点に立った環境づくり

市図書館における令和4年度の貸出人数は、82,230人で、その内、高校生以下の人数は17,386人となっています。(表6)

「子育てするなら東根市」を標榜する本市の図書館として、子どもの発達段階に応じ、誰もが利用しやすい書籍(アクセシブルな書籍^{*8})を収集するとともに、「意見箱」等に寄せられた子どもや保護者のニーズに応じた魅力ある資料の充実を図ります。また、子どもが本に親しみをもてるよう、施設内外でのおはなし会の継続実施に加え、小学校高学年を対象とした図書館お仕事体験やバックヤードツアーの実施など、図書館の利用促進につながる機会を提供します。

館内は、子どもの利用に合わせた低い高さの書架のほか、子ども用トイレ、授乳室、おはなしのへやなどが備えられていることから、親子で利用しやすいスペースを確保するよう努めます。また、ティーンズコーナーは、多くの中高生に利用されていることから、更なるサービスの改善・資料の充実を図ります。

【表6】市図書館における年齢別貸出人数(令和4年度 市図書館より)



8 点字図書、拡大図書、触る絵本、音声読上げ対応の電子書籍など

③サポーターズクラブの活用

サポーターズクラブ^{*9}のうち、ティーンズサポーターは35人（令和5年度現在）となっています。ティーンズサポーターならではのアイデアや感性を活かした施設の環境づくりに努め、子どもの市図書館利用促進へつなげていきます。また、研修会などで人材育成を図るとともに、サポーター同士の交流会を実施するなど、サポーターの活動支援に努めます。

④東根市に対する理解・愛着の醸成

郷土資料の更なる充実や、郷土に関するイベントの開催で、子どもたちの東根市への関心と郷土愛を育めるように努めます。

⑤学生・生徒の職場体験・インターンシップ

職場体験や校外活動、インターンシップ^{*10}の受け入れを積極的に行い、市図書館に行くきっかけづくりを行います。

ティーンズサポーターによる活動



小学生のためのお仕事体験



【市図書館子ども向けイベント一覧】

おはなし会（日本語）、ぬいぐるみおとまり会、ブックスタート、フォローアップおはなし会、読書カフェ、ブックトーク、夏休みおたすけ本コーナー、ビブリオバトルキッズワークショップ、図書館探検ツアー、かみひこうき作り教室、けるずBOOK、本の福袋、電子書籍体験会、市小中学校読書感想画展ほか

⁹ まなびあテラスにおいて、運営への市民参加の取り組みとして、図書館や美術館での運営補助などの協力をしてもらおうボランティアのこと。

¹⁰ 生徒などに対して一定期間企業や公共施設などで就業体験を積むための実習制度。実際に職場体験をすることで自分の適性を知り職業観を広げる機会となる。

⑥電子図書館の利用拡大

社会のデジタル化の進展を踏まえ、市図書館では、紙の本のほかインターネット環境があれば場所や時間を問わずに本が読める電子図書館サービスを実施しています。子どもから大人までより多くの人に利用してもらえるよう電子図書館体験会を継続して実施するなど、さらなる電子図書の利用を推進していきます。

また、市内小中学校の児童生徒に対し、電子図書館サービスIDの一括発行に取り組み、学習用タブレットを通じた読書機会の提供を図るとともに、学校の授業や調べ学習で活用できる電子図書のコンテンツを充実させます。

高校生職場体験



電子図書館体験会



⑦すべての子どもが図書館を利用するための読書環境の整備

読書バリアフリー法の施行に伴い、障がいの有無に関わらず、すべての人が利用しやすいよう誰もが使いやすい図書館を目指す必要があります。図書館を利用しづらかった子どもが、障がいや特性に応じて本に親しめるよう、点字図書や触る絵本、音声読み上げや文字の拡大に対応した電子書籍など利用しやすい資料の収集を行います。また、関係機関と連携しながら、障がい者等の需要を踏まえた情報収集や特別支援学校への資料の貸出などに取り組みます。

また、日本語を母語としない子どもや保護者にも対応するため、外国語や「やさしい日本語」による利用案内の作成など資料の整備に努めます。

【まなびあテラス 市図書館 施設紹介】

おはなしのへや



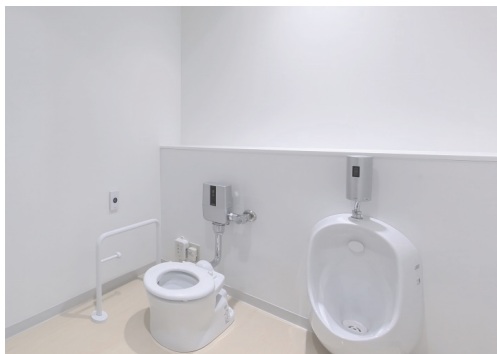
ティーンズコーナー



児童コーナー



子ども用トイレ



(2) 子育て支援センターにおける読書活動の推進

①乳幼児期からの読み聞かせの充実

子育て支援センターでの乳幼児期からの読み聞かせは、施設利用者である小学生や保護者等のボランティアの協力により継続して実施します。また、読み聞かせなどの活動の充実を図るため、自主的に活動している子育てサークルを支援します。

(3) 地域ボランティアによる読書活動の推進

①地域の読み聞かせサークルへの支援

地域の読み聞かせサークルは、市内の小学校等で読み聞かせの活動を行っています。本に触れる機会を創出することで、子どもが本への関心を高め、より感性豊かな子どもの育成につながります。

また、市民活動支援センターでは、市内の登録団体の活動を支援しており、団体同士の情報交換や交流の場を提供しています。読書活動を推進する団体も登録されており、よりよい読み聞かせ活動につながるよう、積極的な活動を支援します。

(4) 各施設における情報発信

①各施設における情報発信

まなびあテラスやさくらんぼタクトクルセンター、子育て支援センターなどのホームページや発行物で市図書館のイベントや読み聞かせなどの活動紹介を行うとともに、読書の意義や楽しさを発信します。

子育て支援センターでの読み聞かせ



小学生による読み聞かせ



3. 保育所・幼稚園、学校等における読書活動の推進

(1) 保育所・幼稚園等における読書活動の推進

①絵本コーナーの利用拡大

先生からのおすすめコーナー、年齢や発達段階に応じた本のリストを作成するなど、子どもや保護者が絵本を手に取りやすい環境やより多くの魅力的な本と触れあい、読書へのきっかけづくりに努めます。

また、絵本貸出事業を継続するとともに、絵本や紙芝居などの読み聞かせを充実していきます。

(2) 保育所・幼稚園等における読書活動推進のための環境づくり

①市図書館に行く機会の拡大

園外活動での市図書館訪問や市図書館が各施設に出向きおはなし会を行う「出張おはなし隊」を利用することで、子どもたちの読書経験を広げるとともに、地域の人々との交流を深め、子どもたちの豊かな心づくりに努めます。

②市図書館の団体貸出の利用促進

市図書館の団体貸出制度を各施設に周知するとともに、制度を積極的に活用できるような読書環境の整備を図ります。

こども園での読み聞かせ



保育園で絵本を読む園児



(3) 学校における読書活動の推進

①各学校の読書活動に係る計画の推進

社会の変化に対応し、計画的な図書の新規購入や新聞の複数紙配備など学校図書館の環境整備に努めます。

また、読書と学習の関連を明確にした指導計画を作成し、国語の授業等において積極的に読書機会を設けるなど子どもたちの読書への関心を高めます。

②学校における読書活動の展開

学校一斉読書や朝読書、読書まつりなど多様な読書活動を展開し、自ら本に親しみ、読書が好きな児童生徒の育成を図ります(表7)。また、「読むこと」はもとより、「話すこと・聞くこと」や「書くこと」においても読書活動を積極的に取り入れ、発達段階に応じた読書活動の質を高めます。

【表7】市内小・中学校における読書活動推進のための取組み状況

・学校一斉読書を実施している学校数 小学校…5校 中学校2校

学校一斉読書以外に実施している読書推進活動	児童・生徒が主体となっていて行っている読書活動
<ul style="list-style-type: none"> ○必読書コーナーやおすすめ本コーナーの設置 ○並行読書を取り入れた学習・教書関連本の活用 ○図書館を活用した調べ学習 ○家族読書、親子読書 ○ブックトーク、ビブリオトーク、おすすめ本の紹介 ○教職員やボランティアによる読み聞かせ ○読書日の設定(週1回) ○放課後読書(3年生以上) ○読んだ本のカード記録 ○読書目標冊数の設定と達成者へ多読賞の授与 ○図書館で「しおり」「ブックカバーづくり」ワークショップの実施 ○読書チャレンジ週間 (指定の1週間、終わりの会前の15分間に一斉読書時間を設けた際、読んだ本について、ポップを作ったり、感想文を書いたりして交流する。) ○学級文庫の設置 ○定期的な図書だよりの発行 ○季節や行事に合わせた企画・展示 	<ul style="list-style-type: none"> ○図書館まつり・ブック祭等の実施 ・図書委員会の取組み (おすすめの本紹介、くじ引き、クイズ、間違い探し、集会) ・読書チャレンジ(目標冊数の設定) ・スタンプラリー ・全校読み聞かせ ・ブックトーク ・図書ビンゴ(葉の配布等) ・貸出冊数の増加(+1冊貸出) ・好きな本アンケート ・児童が考えた企画を実施 ○図書委員による活動 ・全校生へ読み聞かせ(読書月間) ・本の紹介(全校放送やクラスで) ・行事にあわせたポップ作り ・読み聞かせ(図書委員からクラスに) ・Uber book (本を図書委員が教室までお届けする) ○縦割り班の読み聞かせ活動 ○Our book world (全校生、全職員のおすすめ本紹介)

【生涯学習課 令和5年度 市内小・中学校への聞き取り】

③ ICTの積極的な活用

市内の小中学校では、令和元年度のGIGAスクール構想を受け、令和2年度に1人1台学習用タブレットが配備され、現在は、ICTを活用した様々な学習が展開されています。ICTを積極的に活用し、電子図書館、電子書籍の利用などデジタル社会に対応した取組みを推進します。

④児童生徒の視点に立った読書活動の推進

学校図書館を活用し、自発的な読書活動を促すには、児童生徒が積極的に読書をしたくなるような環境や図書資料を把握することが重要になります。児童生徒自身が図書館の運営や企画に携われるよう、委員会活動でアンケート等を実施し、児童生徒からの意見を聞くなど、学校図書館における様々な読書活動に反映できる仕組みを構築しながら、学校における読書への啓発活動に取り組みます。

⑤多様な読書活動の推進

障がいの有無や特性に関わらず、通学するすべての児童生徒が本に接することができる環境を整えるため、音声読み上げや拡大表示に対応した電子図書の利用など多様な読書活動を推進します。

間違い探し（ブック祭）



読書ビンゴ（ブック祭）



中学校で実施している図書館まつり



読書活動に参加している中学生



(4) 魅力ある学校図書館づくり

①学校図書館への専門職員配置の継続

全小中学校への学校図書館業務補助の配置により、よりきめ細やかな学校図書館運営を継続するとともに、市図書館や他校との情報交換や合同研修会など連携した取組みを継続していきます。

②読み聞かせサークルの積極的な活動推進

読み聞かせは、読書に興味のない子どもを含めて、幅広く、読書のきっかけにもつながりとても重要なため、学校図書館と読み聞かせサークルとの間での情報交換や連携強化、後継者の育成などについて取り組んでいきます（表8）。

【表8】学校図書館と連携している読み聞かせサークル一覧

学校名	サークル名	活動頻度	構成人数	活動内容
東根小学校	はっぴい♡ぽっけ	年12回	18名	読み聞かせ
東郷小学校	スマイル	年5回	10名	読み聞かせ
高崎小学校	青空カンガルー	毎月	10名	読み聞かせ
	くれよん	年2回	7名	読み聞かせ、本の紹介
神町小学校	りぼん	月1回	12名	読み聞かせ
大富小学校	かやのみ会	年1回	10名	読み聞かせ、 パペットを使った手遊び
小田島小学校	更生保護女性会 小田島支部	年6回	8名	読み聞かせ
長瀬小学校	ききみみずきん	年11回	17名	読み聞かせ、夜の図書館（10月）
中部小学校	ぽっかぽか	年11回	21名	読み聞かせ
大森小学校	ぶーけ	年12回	21名	読み聞かせ、POP作り

【生涯学習課 令和5年度 市内小学校への聞き取り】

小学校での読み聞かせ



児童同士の読み聞かせ



(5) 読書活動を推進するための研修

①教職員への研修

市図書館及び学校図書館職員合同研修及び北村山図書館利用研究会の研修等により、学校図書館運営や環境づくりについて学び、学校図書館職員のスキルアップを目指します。

②研修へ参加しやすい職場環境づくりの推進

学校司書や保育士が気軽に研修に参加できるような職場環境づくりに努めます。

(6) 保育所・幼稚園、学校等における情報発信

①各施設における情報発信

保育所・幼稚園、学校等のホームページや発行物で読書活動の取組み紹介などを行うとともに、保護者や子どもに読書の意義や楽しさを発信します。

第4章 資料

○ 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子どもの読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律に対する附帯決議

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

○文字・活字文化振興法

平成17年7月29日 法律第91号

(目的)

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

- 第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

- 第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

- 第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

- 第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。
- 2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。
 - 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

- 第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

令和元年6月28日 法律第49号

目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 基本計画等（第7条・第8条）
- 第3章 基本的施策（第9条～第17条）
- 第4章 協議の場等（第18条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成17年法律第91号）第2条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第11条第2項及び第12条第2項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

（基本理念）

第3条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- (2) 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視

覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。)の量的拡充及び質の向上が図られること。

(3) 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、第3条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第6条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 基本計画等

(基本計画)

第7条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

(2) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第8条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第1項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の計画の変更について準用する。

第3章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第9条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第10条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

(1) 点字図書館等から著作権法(昭和45年法律第48号)第37条第2項又は第3項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「特定電子書籍等」という。)であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

(2) 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第11条 国及び地方公共団体は、著作権法第37条第1項又は第3項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍(以下「特定書籍」という。)及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者(次条及び第18条において「出版者」という。)からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第12条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第13条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第14条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第15条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第16条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第17条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第4章 協議の場等

第18条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第10条第1号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。